

## 糸島市老朽空き家等解体撤去費補助金交付規程

### (趣旨)

第1条 この告示は、倒壊や建設材等の飛散のおそれがある老朽空き家等の解体撤去を促進することにより市民の安全で安心な居住環境の形成を図るため、市内に存する老朽空き家等の解体撤去工事を行う所有者等に対し、市が予算の範囲内で交付する糸島市老朽空き家等解体撤去費補助金（以下「補助金」という。）について、糸島市補助金等交付規則（平成22年糸島市規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 老朽空き家等 次のア及びイのいずれにも該当する住宅等の建築物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
  - ア 木造又は軽量鉄骨造であること。
  - イ 評点の合計点が100点以上であること（補助金の交付を受ける目的で損傷させて100点以上になった場合を除く。）。
- (2) 評点 建築物について別表に定めるところにより付した点数をいう。
- (3) 所有者等 解体撤去する老朽空き家等の所有者、管理者その他の当該老朽空き家等を解体撤去することができる権原を有する者（法人を除く。）をいう。
- (4) 解体工事業者 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。）を受けた者をいう。
- (5) 標準除却費 住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣が定める標準除却費をいう。

### (補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、市内に存する老朽空き家等を解体撤去する工事であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 所有者等が行う工事であること。
  - (2) 同一敷地内にある老朽空き家等の全部を解体撤去する工事であること。
  - (3) 解体撤去を行う解体工事業者が市内に住所（法人にあつては、主たる事務所）を有するものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 補助対象工事を行う所有者等が次のアからエまでのいずれかに該当する場合
    - ア 市税を滞納している場合

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者である場合

エ 市長から空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定による命令を受けた場合

(2) 解体撤去する老朽空き家等が公共事業等による移転又は建替え等の補償の対象になっている場合

(3) 補助対象工事について国、県又は市から他の補助金等の交付を受けることが決定している場合

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する経費（解体材の処分に要する費用を含む。）とし、解体撤去する老朽空き家等に係る標準除却費を上限とする。

2 前項の標準除却費は、交付決定日が属する年度のものを使用する。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、1件につき50万円又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付の対象となる期間は、市の会計年度とする。

（工事の事前協議）

第6条 補助対象工事を行う所有者等が補助金の交付を受けようとする場合には、当該工事の実施に関する契約を締結する前に、空き家等事前調査申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、必要な協議を行わなければならない。

(1) 空き家等の現況写真

(2) 位置図

2 市長は、前項の規定による協議において、当該工事について必要な指導及び助言を行うことができる。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、前条第1項に規定する事前協議を行った後、糸島市老朽空き家等解体撤去費補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 登記事項証明書その他の申請者が所有者等であることが分かる書類

(2) 申請者以外に解体撤去する老朽空き家等に所有権を有する者がいるときは、その者の同意書（その者の所在を知ることができない場合にあつては、共有物の管理に係る決定の裁判書の写し）

- (3) 補助対象経費が確認できる工事費概算見積書（補助対象工事を行う解体工事業者の押印のあるものに限る。）
- (4) 市税の滞納がないことの証明書（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）
- (5) 誓約書兼同意書（様式第 3 号）
- (6) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定）

第 8 条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、糸島市老朽空き家等解体撤去費補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。この場合において、申請者が過去にこの補助金の交付を受けているときは、補助金の交付を決定しないものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付の決定をするときは、必要な条件を付することができる。
- 3 補助金の交付の決定は、別に定める申請期間に申請を受けたもののうち評点が高いものから優先するものとする。  
（補助事業の変更等）

第 9 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた補助対象工事（以下「補助事業」という。）を変更し、又は中止しようとするときは、糸島市老朽空き家等解体撤去費補助金変更・中止承認申請書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合を除く。

- (1) 補助事業の変更又は中止を説明するための書類
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助事業の変更又は中止の承認の可否を決定し、糸島市老朽空き家等解体撤去費補助金変更・中止承認決定通知書（様式第 6 号）により補助事業者に通ずるものとする。
  - 3 市長は、前項の規定により承認の決定をするときは、必要な条件を付することができる。  
（補助事業の遂行）

第 10 条 補助事業の着手は、補助金の交付決定（補助事業の変更を行う場合にあつては、変更の承認決定）を受けた後に行わなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付決定の内容（変更の承認決定の内容を含む。以下同じ。）及びこれに付された条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。  
（検査等）

第 11 条 市長は、補助事業が適切に行われていることを確認するため、補助事業の実施中又は完了後に検査を実施することができる。

- 2 市長は、前項の規定による検査の結果、補助事業が適切に行われていないと認める場合には、当該補助事業が適切に行われるよう補助事業者に指導するものとする。  
（実績報告）

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して 30 日を経過する日又は補助金の交付決定があった日が属する年度の 2 月末日のいずれか早い日まで、糸島市老朽空き家等解体撤去費補助金実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 施工写真（補助事業の実施前と実施後が比較できる写真をいう。）その他補助事業の内容が確認できる書類
- (2) 補助事業の実施に関する契約書の写し
- (3) 補助事業に係る請求書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第 13 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、糸島市老朽空き家等解体撤去費補助金交付額確定通知書（様式第 8 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第 14 条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた補助事業者は、糸島市老朽空き家等解体撤去費補助金交付請求書（様式第 9 号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の取消し等）

第 15 条 市長は、補助金の交付決定を通知し、又は補助金を交付した後において、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第 11 条第 2 項の規定による指導に従わないとき。
- (3) 補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められないとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（補則）

第 16 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。